

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2016年7月）傍聴

日 時： 2016年7月18日（月）、7月19日（火）

場 所： ロンドン IASB 本部

出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 山口 奈美

IASB 会議（2016年7月）傍聴報告

日時：2016年7月18日（月）、7月19日（火）

スケジュール： 付録1を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2016年7月18日と19日に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- IFRS 第4号の修正—「IFRS 第9号『金融商品』の IFRS 第4号『保険契約』との適用」
- IFRS 基準の適用
- 「概念フレームワーク」—資産の定義、認識及び測定基礎を選択する際に考慮すべき要因
- 資本の特徴を有する金融商品
- リサーチに関するアップデート
- 「2015年アジェンダ協議」

【7月18日（月）】

IFRS 第4号の修正—「IFRS 第9号『金融商品』の IFRS 第4号『保険契約』との適用」（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は2016年7月18日の会議で、IFRS 第4号の修正—「IFRS 第9号『金融商品』の IFRS 第4号『保険契約』との適用」の初期のレビューにおいて生じた狭い範囲の整理論点を検討した。

アジェンダ・ペーパー14：整理論点—IFRS 第9号の一時的免除を適用する企業に適用される定量的開示

IASB は、IFRS 第9号「金融商品」の一時的免除を適用する企業に適用される開示を簡素化して、公正価値の開示の範囲を信用リスクの開示の範囲と一致させるようにすることを暫定的に決定した。したがって、企業は、以下の2つの金融資産グループについて別々に、報告期末時点の公正価値と報告期間中の公正価値の変動を開示すべきである（*斜体の文言はグループについての変更を強調している*）。

- a. 契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息のみである金融資産（*売買目的で保有さ*

れているか又は公正価値ベースで管理されている金融資産は除く）。

- b. 上記 a. に記述した以外のすべての金融資産。すなわち、次のような金融資産
- (ア) 契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息のみでない、又は、
 - (イ) 売買目的で保有又は公正価値ベースで管理している

11名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、1名のIASBメンバーは欠席した。

今後のステップ

スタッフはIASBの決定事項を修正の次の文案に反映する。IASBは、IFRS第4号の最終的な修正を2016年9月に公表する予定である。

IFRS基準の適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASBは2016年7月18日の会議で、IFRS基準の適用に関するプロジェクトについて議論した。
狭い範囲の修正—IAS第40号「投資不動産」—「投資不動産の振替」（アジェンダ・ペーパー12A及び12B）

アジェンダ・ペーパー12A：コメントレター分析

IASBは、公開草案「投資不動産の振替」（IAS第40号「投資不動産」の修正案）に対するコメントの分析を検討した。IASBは、以下の改訂を条件として、IAS第40号の修正案の最終確定を進めることを暫定的に決定した。

- a. 経営者の意図の変化は、それ単独では、用途変更の証拠を何も示さない旨を明確化する。
- b. IAS第40号の第57項の例示のうち2つを修正し、それらが完成した不動産だけでなく建設中又は開発中の不動産にも言及できるものとする。
- c. 不動産が投資不動産の定義を満たすかどうか又は満たさなくなったのかどうかを判定する際に、企業は判断を使用すべきである旨を結論の根拠で強調する。
- d. 企業が以下の移行アプローチのいずれかを適用することを認める。
 - i. IAS第8号（事後的判断の使用に関するIAS第8号の第53項の要求事項を含む）を適用した遡及アプローチ
 - ii. 企業が次のことを行うアプローチ
 - IAS第40号の修正の適用開始日に不動産の分類を再判定し、該当がある場合には、同日現在の用途を反映するように不動産の分類変更を行い、かつ、
 - IAS第40号の修正の適用開始日より後に生じる用途変更に本修正を適用する。
- e. 上記のd. iiの移行アプローチを適用した結果生じる、不動産の分類変更に関する情報の開示を企業に要求する。

出席した11名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー12B：デュー・プロセス

12名のIASBメンバー全員が、IASBが本プロジェクトについて必要なデュー・プロセスを完了したと納得している旨を確認した。したがって、IASBは、IAS第40号のこれらの修正を公表するための書面投票手続を開始するようスタッフに指示した。これらの狭い範囲の修正を公表する決定に反対する考えを示したIASBメンバーはいなかった。

IASBは、IAS第40号の修正の発効日を2018年1月1日とし、早期適用を認めるべきである旨も暫定的に決定した。

今後のステップ

IASBは、IAS第40号の修正を2016年の第4四半期に公表する予定である。

「IFRS基準の年次改善 2014－2016年サイクル」（アジェンダ・ペーパー12C、12D、12E及び12F）

IASBは、以下の修正案に対するコメントの分析を検討するとともに、それらを「IFRS基準の年次改善 2014－2016年サイクル」において最終確定することを暫定的に決定した。

- アジェンダ・ペーパー12C：IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」——初度適用企業のための短期的な免除の削除。11名のIASBメンバーがこの修正を最終確定することに賛成し、1名のIASBメンバーは欠席した（注）。
（注：欠席した1名のIASBメンバーは、アジェンダ・ペーパー12Dの審議より出席した。）
- アジェンダ・ペーパー12D：IFRS第12号「他の企業への関与の開示」——IFRS第12号の開示要求の範囲の明確化。12名のIASBメンバー全員がこの修正を最終確定することに賛成した。この修正を最終確定するにあたり、IASBは、移行上の救済を設けないことを暫定的に決定した。11名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、1名のIASBメンバーが反対した。
- アジェンダ・ペーパー12E：IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」——投資先を投資ごとに純損益を通じて公正価値で測定すること。12名のIASBメンバー全員がこの修正を最終確定することに賛成した。

さらに、IASBは、IFRS第1号とIAS第28号の修正の発効日を2018年1月1日とし、早期適用を認めるべきであると暫定的に決定した。IASBは、IFRS第12号の修正の発効日を2017年1月1日とすることも暫定的に決定した。11名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成し、1名のIASBメンバーが反対した。

アジェンダ・ペーパー12F「IFRS基準の年次改善 2014－2016年サイクル」 — デュー・プロセスのステップ

12名のIASBメンバー全員が、IASBが本プロジェクトについて必要なデュー・プロセスを完了したと納得している旨を確認した。したがって、IASBは、「IFRS基準の年次改善 2014－2016年サイクル」を公表するための書面投票手続を開始するようスタッフに指示した。「IFRS基準の年次改善 2014－2016年サイクル」を公表する決定に反対する考えを示したIASBメンバーはいなかった。

今後のステップ

IASBは、「IFRS基準の年次改善 2014－2016年サイクル」を2016年の第4四半期に公表する予定である。

「IFRS基準の年次改善 2015－2017年サイクル」 — デュー・プロセスのステップ（アジェンダ・ペーパー12G）

過去の会議で、IASBは、IAS第12号「法人所得税」とIAS第23号「借入コスト」の修正を「IFRS基準の年次改善 2015－2017年サイクル」に含めることを暫定的に決定した。今回の会議で、IASBは公開草案のコメント期間を検討するとともに、本プロジェクトに関するデュー・プロセスをレビューした。

IASBは、公開草案に対するコメント期間は90日を下回るべきではないと暫定的に決定した。

12名のIASBメンバー全員が、IASBが「IFRS基準の年次改善 2015－2017年サイクル」の公開草案について必要なデュー・プロセスを完了したと納得している旨を確認した。公開草案の公表に反対する考えを示したIASBメンバーはいなかった。

今後のステップ

IASBは「IFRS基準の年次改善 2015－2017年サイクル」の公開草案が2016年の第4四半期に公表の準備が整うと見込んでいる。しかし、IASBは、この公開草案を他の狭い範囲の修正案と一緒に公表する予定である。

「概念フレームワーク」——資産の定義、認識及び測定基礎を選択する際に考慮すべき要因（アジェンダ・ペーパー10）

2016年7月18日に、IASBは、「概念フレームワーク」プロジェクトの議論を継続した。特に、IASBは、資産、負債及び経済的資源の定義の諸側面並びにそれらの定義を補強する概念のいくつかについて議論した。さらに、認識について及び測定基礎を選択する際に考慮すべき要因について現在原価の記述とともに議論した。

アジェンダ・ペーパー10B：資産の定義及び補強する概念

資産及び負債の定義案のいくつかの側面について寄せられたコメントを踏まえて、IASBは公開草案での次の提案を暫定的に確認した。

- a. 経済的便益の「予想される」流入又は流出についての要求を、資産及び負債の定義から削除すべきである。
- b. 改訂「概念フレームワーク」は、むしろ次のように定めるべきである。
 - (ア) 経済的資源（したがって、資産）の定義を満たすためには、権利は経済的便益を「生み出す潜在能力」を有しているべきである。
 - (イ) 負債の定義を満たすためには、義務は経済的資源の移転を企業に「要求する潜在能力」を有しているべきである。

IASBは、資産の定義における「企業が支配している」という語句を説明するための大幅な変更は加えないことも暫定的に決定した。

さらに、IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の提案と整合的に、改訂「概念フレームワーク」は、経済的資源を「権利」として定義すべきである（「権利又は価値の他の源泉」としてではなく）。
- b. 改訂「概念フレームワーク」は、公共財（道路など）にアクセスする自由に利用可能な権利は通常は資産の定義を満たさない旨を記載すべきである。結論の根拠では、こ

うした権利が定義を満たさないさまざまな理由があり得ることを説明すべきである。1つの理由は、公共財へのアクセスの権利が、他のすべての者が入手できる以上の経済的便益を受け取る潜在能力を企業に与えないことである場合がある。代替的な理由又は追加的な理由は、企業がアクセスの権利を支配していないことである場合がある。

- c. 改訂「概念フレームワーク」は、特定の種類の権利について公開草案で提案したよりも多くの議論を含めるべきではない。

12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー10C：認識

認識に関する概念案について寄せられたコメントを踏まえて、IASBは公開草案で提案した認識に対するアプローチを暫定的に確認した。このアプローチは、認識の決定を有用な情報の質的特性を参照して行うことを要求するものである。

IASBはさらに次のことを暫定的に決定した。

- a. このアプローチと整合的に、改訂「概念フレームワーク」は「蓋然性規準」を定めるべきではない。すなわち、経済的便益の流入又は流出の蓋然性が低い資産又は負債の認識を禁止すべきではない。
- b. 公開草案で提案した概念を拡充して、経済的便益の流入又は流出の蓋然性が低い資産及び負債の認識についてより方向性を示すべきである。
- c. 改訂「概念フレームワーク」は、認識について2つの規準のみ（目的適合性と忠実な表現）を識別すべきである。コストを上回る便益の必要性を第3の別個の認識規準として識別すべきではない。むしろ、改訂「概念フレームワーク」は、財務報告の他のすべての領域と同様に、コストが認識の決定を制約する旨と資産又は負債（及び関連する収益、費用又は持分の変動）の認識によって財務諸表利用者に提供される情報の便益が当該情報の提供のコストを正当化するのに十分なものでなければならない旨を説明すべきである。

12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー10D：測定

IASBは、公開草案での提案と整合的に、改訂「概念フレームワーク」には、現在原価によって提供される情報の記述と、現在原価の長所と短所の議論を含めるべきであるが、これは歴史的な原価ではなく現在価額の見出しの下に記載すべきであることを暫定的に決定した。

IASBは、測定基礎の選択が、次のことによってどのように影響を受ける可能性があるのかについての改訂版の議論を将来のボード会議で提示するようスタッフに指示した。

- a. 資産又は負債の特徴（キャッシュ・フローの変動可能性や、市場又は他の要因の変動に対する当該項目の価値の感応度を含む）
- b. 資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか。特に、スタッフは、キャッシュ・フローに直接的に寄与する項目と間接的に寄与する項目との間の区別、及びIFRS第9号「金融商品」の分類及び測定の要求事項の論拠を検討する。

IASB は、忠実な表現と補強的な質的特性について提案した議論を維持するが、具体的なケースにおけるそれらの含意の例を示すことを試みることはしないことも暫定的に決定した。

12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

9月のボード会議で、IASBは、以下に関する概念を議論する。

- a. 報告企業と継続企業
- b. 持分の定義
- c. 認識の中止
- d. 表示と開示
- e. 資本維持
- f. 重要性
- g. 事業活動と長期投資

IASBは、利得（又は資産）と損失（又は負債）の非対称な取扱いを選択できることを改訂「概念フレームワーク」で認めるべきかどうか及びそれをどのように行うべきかについても議論する。

【7月19日（火）】

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASBは2016年7月19日の会議で、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

今回の会議で、IASBは、「自己の資本」に係るデリバティブの分類に対するアプローチの可能性の議論を継続した。IASBは、ガンマ・アプローチに議論の焦点を置いた。

IASBには、情報提供のみを目的としてこれまでの議論の要約が提供された（アジェンダ・ペーパー5A）。

アジェンダ・ペーパー5B——「自己の資本」に係るデリバティブ

今回の会議で、IASBは、さまざまな種類のデリバティブへのガンマ・アプローチの適用を議論した。IASBは、デリバティブを分類のために構成部分に分割すべきかどうかも議論した。

IASBは、企業は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. すべてのデリバティブを資産又は負債として分類することはせず、
- b. 「自己の資本」に係るデリバティブを構成部分に分割せずに、その全体を分類する。

11名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成し、1名のIASBメンバーは欠席した。

アジェンダ・ペーパー5C——資産／資本の交換デリバティブへのガンマ・アプローチの適用

IASB は、資本性金融商品の引渡しと交換に現金又は他の金融資産の受取りを生じるデリバティブへのガンマ・アプローチの適用について議論した。

ガンマ・アプローチにおいて、企業は、次の場合には、資本性金融商品の引渡しと交換に現金又は他の金融資産を受け取るデリバティブを資本に分類することになる。

- a. 固定額の現金又は他の金融資産と固定数の企業の資本性金融商品との交換によって決済され（固定対固定）、かつ、
- b. 現物決済又は株式純額決済が行われる。

これは、こうしたデリバティブは、清算時以外には経済的資源の移転を要求せず、残余金額のみに応じて決まる金額に対する請求権となるからである。

資本性金融商品の引渡しと交換に現金又は他の金融資産を受け取る他のすべてのデリバティブは、負債に分類される。これは、こうしたデリバティブは、清算前に経済的資源の移転を要求するか、又は企業の経済的資源とは完全に又は部分的に独立した金額に対する請求権となるからである。

IASB は、上に示したガンマ・アプローチの適用に関するスタッフの分析（固定数の資本性金融商品の引渡しと交換に変動額の現金又は他の金融資産を受け取るすべてのデリバティブがガンマ・アプローチでは負債に分類されることも含む）に暫定的に同意した。

11名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、1名のIASBメンバーは欠席した。

アジェンダ・ペーパー5D——負債／資本の交換デリバティブへのガンマ・アプローチの適用

IASB は、負債と資本性金融商品の交換が生じる可能性がある「自己の資本」に係るデリバティブへのガンマ・アプローチの適用について議論した。IASB は、これらの種類のデリバティブは、既存の負債（又は資本性金融商品）を新たな資本性金融商品（又は新たな負債）に交換するものであるため、負債と資本の結果が同一となる取決めをさまざまな方法で構築することが可能であることに着目した。

IASB は、ガンマ・アプローチでは企業は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 負債と資本性金融商品の交換を生じる固定対固定のデリバティブを資本に分類する。こうしたデリバティブは、残余金額のみに応じて決まる金額に対する請求権となるからである。
- b. IAS 第32号の第23項における償還義務の現行の要求事項と同様の要求事項を適用する。負債と資本の結果が同一となる取決めが、それらがどのように構築されているのかに関係なく整合的に分類されることを確保するためである。
- c. 上記の(b)の償還義務の要求事項と、(a)の要求事項（負債を資本性金融商品に交換する固定対固定のデリバティブのみを資本に分類する）との相互関係を調整する。

11名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、1名のIASBメンバーは欠席した。

今後のステップ

今後の会議で、IASBは、次の事項について議論する。

- a. さまざまなクラスの負債（特に、負債に分類される「自己の資本」に係るデリバティブ）についての表示の要求事項
- b. 現行のプッタブル金融商品の例外に該当する金融商品の分類
- c. デリバティブ以外の義務とデリバティブの義務についての残余金額の定義の詳細の追加
- d. 条件付の代替的な決済結果の会計処理
- e. 資本性金融商品の認識、認識の中止及び分類変更時における当該資本性金融商品の各クラスへの純損益とその他の包括利益の割振りのアプローチ
- f. 普通株式以外のクラスの資本請求権に関する開示の改善の可能性

リサーチに関するアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASBは、リサーチ・プログラムに関するアップデート（最近のアジェンダ協議の後にIASBが行った決定を反映）について議論した。

IASBは、リサーチ・プロセスについての以下の要約もレビューした。

- a. IASBは、リサーチの実施前に基準設定プロジェクトを開始しない。リサーチを行うのは、会計上の問題が存在し、その問題が基準設定を要するほど重要であり、実行可能な解決策が見出せるという十分な証拠を収集するためである。
- b. リサーチ・プロジェクトの目的は、基準設定を要するかどうかを確定するための証拠を収集することである。これと対照的に、基準設定プロジェクトの目的は、基準を開発又は修正することである。
- c. リサーチ・プロジェクトは自動的に基準設定プロジェクトよりも優先順位が低くなるわけではない。
- d. リサーチ・パイプラインは、IASBが次回のアジェンダ協議（2021年ごろに開始が見込まれる）よりも前に作業を行うと見込んでいるすべてのリサーチ・プロジェクトを列挙する。状況が変化した場合（例えば、重大な新しい論点が出現した場合）には、IASBはパイプラインへの追加が必要となる場合がある。
- e. 2015年に、IASBは、評価段階リサーチ・プロジェクトと開発段階リサーチ・プロジェクトの区別を導入した。この区別の導入により、いくつかの重要な質問が明らかとなったが、この区別は厳格すぎてリサーチ・プロジェクトの分類に有用ではないことが判明している。
- f. 利害関係者に不要な負担をかけるのを避けるため、IASBがすべてのプロジェクトのリサーチの発見事項について公開のフィードバックを求める可能性は低い。IASBは、こうしたフィードバックを必要な場合にのみ求めることになる。
- g. リサーチ・プロジェクトから得られた証拠は、簡潔かつ可視的に要約し、容易に検索可能とする。

- h. 適用後レビュー（PIR）から生じたプロジェクトは、そのトピックの性質や PIR で示された証拠の範囲に応じて、基準設定プロジェクト、リサーチ・プロジェクト又は維持管理プロジェクトとなる場合がある。

IASB は、何も意思決定を求められなかった。

今後のステップ

スタッフは、リサーチ・プログラムに関するアップデートを約 3 か月後に再度行う予定である。

「2015年アジェンダ協議」（アジェンダ・ペーパー24）

作業計画案：IFRS 諮問会議のフィードバック（アジェンダ・ペーパー24）

IASB は、アジェンダ・ペーパー24 に示された作業計画案について議論した。その議論の一環として、IASB は、2016年6月のIFRS 諮問会議と、2016年7月の会計基準アドバイザリー・フォーラムの会議から受け取った助言を検討した。

IASB は、2016年5月に行った次の暫定決定を確認した。活動の焦点を取引固有の基準レベルのプロジェクトから転換し、以下のことにもっと重点を置くようにすべきであるというものである。

- a. IFRS 基準の導入及びその首尾一貫した適用の支援
- b. 個々の基準と「概念フレームワーク」との間の整合性の向上、及び、改訂「概念フレームワーク」を基礎とする基準設定
- c. 財務報告におけるより良いコミュニケーションの促進
- d. リサーチ・プログラムを現実的で達成可能な状態に保つこと

IASB は、2016年5月会議で行った次の暫定決定も確認した。作業計画とリサーチ・パイプラインには、報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第3号『企業結合』の適用後レビュー」の8ページから10ページで識別された領域のいずれも含めない（のれん及び減損に関するプロジェクトと事業の定義に関するプロジェクトに関する作業を除く）というものである。

上記の決定に基づき、出席した IASB メンバー11名全員がアジェンダ・ペーパー24 に示された作業計画を承認した。

今後のステップ

2016年9月の会議で、IASB は、「2015年アジェンダ協議」に関するフィードバック・ステートメントに記載するための内容の文案を議論する。IASB は、IFRS 財団の評議員会による検討の後に、フィードバック・ステートメントを2016年10月に承認する予定である。

作業計画——2016年7月20日現在のプロジェクト・ターゲット

「2015年アジェンダ協議」において受け取ったメッセージに対する IASB の対応を反映するように作業計画が改訂された。「2015年アジェンダ協議」に関する報告書及びフィー

ドバック・ステートメントについて、IASB は 2016 年 10 月の IFRS 財団の評議員会による検討の後に承認する予定である。

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が 2016 年 7 月 20 日に IASB のウェブサイトで更新された。

以 上

付録1 スケジュール

7月18日（月）

時間	アジェンダ項目
10:00-10:10	保険契約（アジェンダ・ペーパー14）（予定30分→10分）
10:10-11:10	IFRS適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）（予定90分→60分）
11:10-14:00	休憩
14:00-15:45	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（105分）
15:45-16:00	休憩
16:00-17:10	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（予定105分→70分）

7月19日（火）

時間	アジェンダ項目
09:00-10:35	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）（予定120分→95分）
10:35-10:50	休憩
10:50-11:15	リサーチ・プログラム（アジェンダ・ペーパー8）（予定45分→25分）
11:15-11:45	アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）（予定45分→30分）

以上